

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年8月2日

付議事項提出部局	上下水道部料金課 健康福祉部生活支援課
該当する審議事項	経営戦略会議規程 第2条第5号
件名	上水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について
付議事項の概要	<p>○ 生活保護世帯等への生活弱者の救済措置として、昭和49年10月から水道料金の減免が実施された。</p> <p>昭和57年4月には料金改定があり、メーター口径別料金制度に変更となり、料金の2割減免が実施され現在も継続されている。この生活保護世帯への減免額については、一般会計から繰出金で水道事業会計に補填している。</p> <p>生活保護世帯の2割減免廃止については、減免該当世帯への訪問周知、説明期間に約2ヵ月位が必要なため、平成23年12月1日から実施したい。</p> <p>○ 下水道使用料の減免については、引き続き実施していく。</p>
審議の論点	<p>○ 上水道料金の生活保護世帯に対する減免廃止の是非について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 減免が開始された昭和49年当時と今とでは社会経済情勢も異なり、急激な物価上昇も考えにくい。 ・ 水道料金は、生活保護費の生活扶助基準の第2類費において光熱水費として含まれている。 ・ 県下14市の中で、生活保護世帯の水道料金の減免措置を実施しているのは伊勢市のみで、他の13市では実施していない。 <p>○ 廃止の時期について</p> <p>生活保護世帯の減免廃止時期は、減免該当世帯への訪問による周知・説明期間に約2ヵ月位が必要なため、平成23年12月1日から実施したい。</p> <p>○ 下水道使用料の減免存続の是非について</p> <p>下水道使用料の減免は、平成13年5月から実施されており、水道料金の減免と同様の2割の減免を行っている。</p> <p>現在の下水道普及率は、全国的には約74%普及しているが、人口</p>

	<p>の少ない市町村では約４５％、伊勢市では約３８％となっている。 (平成２３年３月３１日現在)</p> <p>このことから、下水道については伊勢市内の一部地域しか普及されておらず、下水道使用料は、ほぼ全世帯が生活を営むうえで、最低限必要とする費用の生活扶助基準の第２類費に該当するとは考えにくい。また、全国的に見ても、同様と考えられ、現時点では一部の世帯のみが必要とする費用であることから、生活扶助基準に含まれないと考えられる。</p> <p>県下では下水道使用料の減免を、当市を含む５市（伊勢市・桑名市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市）が行っている。</p> <p>※ 生活扶助基準の第１類費には、食費や被服費等個人単位の経費、 第２類費には、光熱水費や家具什器費等世帯単位の経費が含まれる。</p>
<p>参 考 事 項</p>	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金の減免規程等についての事務担当の上下水道部料金課と、生活保護の事務担当の健康福祉部生活支援課とは、すでに協議を重ね水道料金減免廃止の方向で一致している。
<p>関係資料の有無（○をする）</p>	<p>① ・ 無</p>

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年7月26日

付議事項提出部局	都市整備部都市計画課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	伊勢市駅前民間都市開発行政支援について（その3）	
付議事項の概要	<p>○ジャスコ跡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的会社(株)伊勢敬への補助金交付について 	
審議の論点	<p>○補助金交付について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期（予算計上、執行）、金額、留意事項等 <p>○今後の対応について</p>	
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画（平成18年3月） ・「地方都市における官民連携によるまちづくりの推進方策の検討」中間とりまとめ（平成19年11月16日国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課） ・平成22年度第19回経営戦略会議（平成22年12月7日） 補助金や奨励金などの財政的支援を行っていく方向で進めることを確認し決定 ・平成22年度第26回経営戦略会議（平成23年3月1日） 中心市街地都市機能再生補助金・交付金制度の検討 ・産業建設委員協議会（平成23年3月10日） 検討している中心市街地都市機能再生補助金・交付金制度について説明 ・第2期都市再生整備計画、社会資本総合整備計画（平成23年3月24日作成） ・平成23年度第1回経営戦略会議（平成23年4月8日） 伊勢市駅前再開発整備方針について審議 ・平成23年度第4回経営戦略会議（平成23年6月3日） 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について審議 ・平成23年度第5回経営戦略会議（平成23年7月3日） 伊勢市駅前民間都市開発行政支援について審議 	
関係資料の有無（○をする）	<p>○ ・ 無</p>	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年7月29日

付議事項提出部局	総務部危機管理課	
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	避難場所の見直しについて	
付議事項の概要	<p>○ 風水害、震災ともに市町村合併以前の避難場所を、基本的にはそのまま指定しているが、避難場所の箇所数が多いため全ての避難場所に職員を張り付け運営していく事は、現実的に難しい状況となっている。また、利用の仕方も検討されずに、河川氾濫や津波の浸水想定区域内にも多くの避難場所が指定されている。</p> <p>○ 津波の浸水想定区域が変更されるため、見直しを行う必要がある。</p>	
審議の論点	<p>○ 避難場所見直しに関する手順について漏れが無いかな。</p> <p>○ 避難場所の基本的な考え方について、現案に問題点は無いかな。</p>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務政策委員協議会において平成24年度末を目標に避難場所の見直しを完了すると報告をしている 	
関係資料の有無 (○をする)	<p>有 ・ 無</p> <p><input checked="" type="radio"/> 有</p>	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年7月29日

付議事項提出部局	総務部危機管理課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	避難勧告等の判断について
付議事項の概要	<p>○避難勧告等の伝達マニュアルをハザード毎に現在作成しており、台風6号襲来時に使用した宮川を対象とした勧告等の判断水位は、国土交通省が堤防改修前のデータを基に、コンサルに委託し作成した判断水位データである。宮川床上浸水対策特別緊急事業が完了するまでの間はどのような基準で避難勧告等を発令していくのか。</p> <p>○避難勧告等を発令する際の防災行政無線での周知方法について、状況によって鳴らす、鳴らさないを判断しては、市民が誤解する原因となるためルール化が必要</p>
審議の論点	<p>○今年度、宮川床上浸水対策特別緊急事業が完了するまでの間に、宮川の水位が上昇する事があれば、どのような基準により、どのエリアに勧告等を行うのか。</p> <p>○今後、避難勧告等を発令する際には全ての防災行政無線で周知するルールとしていきたいが、(詳細別添)このことについて意見をいただきたい。</p>
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮川改修後の避難勧告等の基準となる水位を、地区別に設定するには、解析を含め、コンサルに委託する必要がある、国土交通省が当時業務委託した業者へ、工期、金額等の問い合わせを現在行っている。今年度の補正にて当業務委託を施行したいと考えている。 総務政策委員協議会において避難勧告等の判断基準の設定について平成23年度末を目標に完成させる旨の報告をしている。
関係資料の有無 (○をする)	有 ・ 無